

第 4506 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 6月15日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 相続税、契約者貸付等がある場合の生命保険金

Q：先日、父が亡くなり、生命保険金を受け取りましたが、契約者貸付があったようで、その分が差し引かれて入金されました。相続税の申告においては、どのように取り扱われますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

相続税では、生命保険金に一定の非課税金額が認められていますので、契約者貸付金等の取扱いが気になるところですが、それについては、次のように取り扱うこととされています。

- ①被相続人が保険契約者である場合
保険金受取人は、その契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものとなり、その控除に係る契約者貸付金等の額に相当する保険金及びその控除に係る契約者貸付金等の額に相当する債務は、いずれもなかったものとなります。
- ②被相続人以外の者が保険契約者である場合
保険金受取人は、その契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものとなり、その控除に係る契約者貸付金等の額に相当する部分については、保険契約者がその相当する部分の保険金を取得したものとなります。
契約者貸付金等とは、保険契約者に対する貸付金もしくは保険料の振替貸付に係る貸付金又は未払込保険料の額（いずれもその元利合計金額）をいいます。

